

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は9万円、17年12月27日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

私の年金記録を確認すると、平成15年12月及び17年12月の賞与の記録が抜けている。申立期間に係る賞与明細書(写)を添付するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書(写)により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は9万円、17年12月27日は8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 38 年 1 月 20 日まで

私は、結婚を契機にA社を退職したが、勤務した期間の厚生年金保険について脱退手当金を受給した記録になっている。当時は、厚生年金保険等の制度も余り分かっておらず、脱退手当金を受給した記憶も無い。調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和39年7月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和39年1月*日に婚姻し、改姓しており、その約6か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、いずれも申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままとなっていることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

奈良国民年金 事案 1150 (事案 248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月まで

今回の再申立てに際して、私が所持する申立期間の後の期間の領収証書及び検認印が押された国民年金手帳を提出するが、当該領収証書のうち昭和 45 年度から 51 年度までの期間の領収証書には、「A氏」及び「B氏」の名前が記載されたC市D区出納員の領収印が押されており、申立期間についても、この方々が自宅に集金に来てくれていたはずである。再度調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 43 年 2 月 15 日付けで払い出された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日がおおむね同年 6 月中となっており、申立人の国民年金手帳の発行日が同年 6 月 24 日となっていることから、申立人は同年 6 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できること、ii) その加入手続を行った時点では、昭和 42 年度以前の国民年金保険料は過年度分となるため、区役所や集金人には納付できないものであり、かつ、少なくとも 41 年 3 月以前の申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間と考えられること、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 1 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「私が所持する昭和 45 年度から 51 年度までの期間の領収証書には、A氏及びB氏の名前が記載されたC市D区出納員の領収印が押されており、申立期間についても、この方々が自宅に集

金に来てくれていたはずである。」と主張しているが、C市は、「申立期間当時の一般職員名簿を確認したが、A姓及びB姓の職員を確認することができないことから、当該職員は外勤職員であったと考えられるが、当時の外勤職員に関する記録が残っておらず、在職期間等は不明である。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から同年 12 月までの期間、37 年 2 月から同年 12 月までの期間及び 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 2 月から同年 12 月まで
③ 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 36 年 4 月に国民年金制度ができたのを契機に、当時勤務していた会社の社長が国民年金の加入手続を行い、同年 12 月に退職するまで会社が給料から国民年金保険料を差し引き納付してくれていた。

申立期間②については、昭和 37 年 2 月に結婚した時、実家の両親が国民年金は嫁ぎ先で納付してもらえばよいと話をしていたので覚えていたので、義父母が納付してくれているはずである。

申立期間③については、現在の住所地に転居してしばらくしてから、集金人に勧められて国民年金に加入し、私が昭和 57 年 3 月まで夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時勤務していた会社が国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 2 月 27 日に当該会社の所在地である A 市において払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、国民年金保険料の徴収が開始された同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は納付済みと記録されている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は昭和 36 年 7 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間①は、当時国民年金の未加入期間となるため、制度上、当該期間の保険料を納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたとする会社の社長も既に死亡しており、申立期間①当時の事情等について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、義父母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、上述のとおり、申立人は昭和 36 年 7 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後に国民年金被保険者資格を再取得した形跡が見当たらないことから、申立期間②は、当時国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする義父母のほか、申立期間②当時に同居していた申立人の夫、二人の義兄及び義姉について、いずれも申立期間②当時は国民年金に未加入であることから、申立人の保険料のみ義父母が納付したとは考え難い上、申立期間②の保険料を納付してくれていたとする義父母は既に死亡しており、申立期間②当時の事情等について確認することができない。

申立期間③について、申立人は昭和 40 年 4 月頃、集金人の勧めにより夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の同手帳記号番号は、41 年 7 月 1 日に連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人の夫の保険料も申立人と同様に 42 年 4 月から納付を開始しており、申立期間③は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立期間③については、オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにおいても夫婦共に未納と記録されていることから、行政側の記録管理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月頃から 40 年 2 月頃まで
② 昭和 40 年 2 月頃から 41 年 5 月頃まで

申立期間①について、A市B町（現在は、同市B区B町）に所在するC新聞の販売店で、朝2時間、夕方1時間半ほど新聞配達をしていた。時には、集金や駅に届く新聞を取りに行くこともあった。

申立期間②について、上記販売店が廃業することになり、D市に所在するC新聞の販売店を紹介してもらった。E線のF駅の一駅か二駅隣の駅の近くにあった本店で働いた後、Fの支店で働いた。仕事の内容は上記販売店と同様であった。

働きながら受験勉強ができると考えて働き始め、大学生になってからも新聞奨学生ではなかったが続けて働いていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する年金事務所のC新聞販売店を調査したが、いずれも厚生年金保険の適用年月日は申立期間以後となっており、これらの事業所の事業主名は、申立人が記憶する姓とは一致せず、申立人が、申立期間当時、勤務していた事業所が確認できなかった。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人が勤務していたとするD市F及び近隣のC新聞の販売店を調査したところ、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた事業所は確認できなかった。

また、電話番号案内により、現在、D市FにC新聞の販売店であるG社が

所在することが確認できたため、同社に照会したところ、「申立人が氏名を挙げた者は現在の経営者の三代前の経営者であり、現在の経営者とは異なるので、申立期間当時の事業所の厚生年金保険については分からない。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②に係る事業所の当時の代表者の所在は不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、それぞれの事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 36 年 12 月 24 日まで
日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みであることが分かった。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続きもしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給決定日（昭和 37 年 9 月 7 日）直前の 37 年 7 月 14 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が記載されているほか、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 50 人の被保険者のうち、オンライン記録により、2年以上の被保険者期間が確認できる女性 15 人中 9 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 6 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月7日から41年6月25日まで
② 昭和42年6月1日から46年4月21日まで

日本年金機構から届いたはがきにより、A工場における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。私は同工場で経理と労務関係の業務を担当していたが、脱退手当金の制度は知らなかったし、労務担当者として手続をした記憶も無い。脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA工場に係る被保険者期間について、脱退手当金の支給日（昭和46年10月28日）直前の46年10月14日に処理したとみられる日付及び脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金は資格喪失日から約6か月後に支給決定されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 8 日から 37 年 7 月 10 日まで
A社における厚生年金保険被保険者期間について、昭和 38 年 12 月 13 日に脱退手当金が支給済みとなっているが、請求したことも、受給したことも記憶に無い。調査して脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

A社又はB社のC出張所に勤務し営業の仕事をしていた。本社はD市にあり、本社に勤務したことはない。C出張所に勤務していたのは私一人だった。前任者について多少思い出したが、はっきり覚えているのはE地域からC地域に製品を運んでいた同僚の一人だけである。

社会保険料控除の有無などは覚えていないが、当時小さな子供がいたので健康保険に加入していたはずである。

調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、申立期間中の昭和 46 年 12 月 21 日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から、「一時期C地域で営業をしていたことがあり、申立人が入社してきた。しばらく一緒に働いたが、勤務期間までは覚えていない。」との供述が得られたこと、及び申立人が記憶する同僚にA社及びB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は申立期間中の昭和 46 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 47 年 3 月 9 日であることが確認でき、その間未適用期間が約 2 か月認められるとともに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際に同社における被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった際に被保険者資格を再取得している者が 6 人確認できるところ、全員が未適用期間において、被保険者記録が確認できず、このうち 1 人が、「勤務中に会社の名前が変わり、健康保険証が一時期無かったことがあ

る。」と述べていることを踏まえると、申立人が、上記未適用期間について、A社又はB社で厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

また、申立人を記憶している同僚は、「私は、D市の本社で事務をしていたが、一時期C地域で営業をしたこともある。申立人は、私がC地域で営業をしていたときに入社し、しばらく一緒に働いた後、申立人に仕事を任せることになり、C営業所は申立人一人になった。」と供述しているところ、当該同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際に被保険者資格を喪失しているがB社が適用事業所となった際に被保険者資格を再取得していないことから、申立人が申立ての事業所に勤務し始めた時期は昭和46年9月から同年12月までの間であった可能性が高いが、当該同僚は、「当時、入社後3か月間は試用期間であった。」と供述している。

さらに、A社は昭和49年12月3日に、B社は59年12月2日に解散しており、それぞれの事業所の事業主及び事務担当者は死亡又は所在不明のため連絡が取れないことから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚及びほかの複数の同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで

昭和 58 年 6 月、A社B支社から同社本社に転勤となった。申立期間当時、職種の変更、減給制裁及び病欠などの事情が無かったにもかかわらず、同社B支社勤務時に比べて、同年 6 月及び同年 10 月の 2 回にわたり標準報酬月額が大幅に引き下げられている。

一方、昭和 59 年 8 月には標準報酬月額が著しく上昇しているが、このように給与額が高低した記憶は無い。

申立期間の標準報酬月額は、少なくとも 32 万円から 38 万円となるはずであるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社から同社本社に転勤となった際、及び転勤後の同社本社における厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間前後の標準報酬月額と比べて大幅に引き下げられていると申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間の給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と年齢が近く同時期に同社B支社から同社C支社に転勤している同僚の同社同支社における資格取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であるとともに、昭和 58 年 10 月に低下した後、59 年 8 月に上昇しており、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できる上、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額のみが大幅に引き下げられている事情は見当たらない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期に同社B支社から同社本社に転勤したことが確認できる同僚の標準報酬月額、転勤時において低下していることが確認できる上、オンライン記録とも一致している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほかに申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 2 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとのことであるが、受給した記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同事業所が適用事業所であった期間（昭和 28 年 12 月 1 日から 37 年 5 月 2 日まで）の女性被保険者 15 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前 2 年以内に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件を満たす 4 人のうち、退職後すぐに別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 1 人を除く 3 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、この 3 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるほか、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金が未請求となっている昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 27 日までの厚生年金保険被保険者期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 22 日まで

第二子（昭和 43 年*月*日生まれ）が生まれる頃に、A市の社会保険事務所（当時）において自分で脱退手当金の裁定請求を行った。

過去に勤務した事業所のうち、最後に勤務したB社については、脱退手当金を受給したことは認めるが、最初に勤務したC社とB社の間に勤務した二つの事業所が支給対象とされておらず、最初に勤務したC社が支給済みとなっているのは不自然だと思う。

C社については、脱退手当金を請求した記憶は無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書には、申立人が受給を認めているB社と併せてC社の事業所名、その所在地及び勤務期間等が記載されていることから、申立人の意思に基づきB社及びC社における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が併せて請求されたことが確認できる。

また、B社とC社とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたところ、B社の事業所別被保険者名簿において、当該記号番号がC社における記号番号に重複取消処理が行われた記録を確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 25 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 36 年 4 月から国民年金制度が導入される際、同年 12 月に退職することが決まっていたので、それまで加入していたA社の厚生年金保険から、退職しても納付することができる国民年金に切り替えることを、社長と事務員と私とで話し合いの上決めた。同年 3 月までは同社の厚生年金保険に加入していたのに、申立期間の記録が無いことになっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の社長と事務員と3人で相談し、昭和36年4月に厚生年金保険から国民年金に切り替えたので、それまでは厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和36年4月に国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

しかしながら、A社は、昭和32年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち同日より36年4月1日までの期間は適用事業所ではない期間である。

また、A社は、昭和32年7月*日に解散しており、当時の事業主も死亡している上、事業主の妻からも当時の事情を聴取することができなかったため、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の元同僚に当時の状況等について聞き取りを行ったが、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月2日から同年9月26日まで
② 昭和32年3月5日から同年10月3日まで
③ 昭和34年4月15日から同年8月26日まで

私の年金記録を確認すると、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答を受けた。脱退手当金は、A社を退職時に受給したことは覚えているが、申立期間については脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年11月24日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後50人の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和29年5月18日から39年4月1日までに被保険者資格を喪失している者24人のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め10人いるが、そのうち申立人を含む5人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に支給決定がなされていることが確認できる上、申立人と同時期に勤務していた元同僚は、「事務担当者から退職予定者に対して脱退手当金の説明があり、脱退手当金を選

んだ社員には同社が当該社員に代わり請求の手続を行ってくれたことを記憶している。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の前に勤務したA社の退職時に脱退手当金は受け取ったが、申立期間については受け取っていないと主張しているが、オンライン記録によると、A社に勤務していた期間を含む、申立期間と厚生年金保険被保険者記号番号が同一の記号番号で管理されている期間について脱退手当金が支給された記録は確認できるものの、A社に勤務した期間のみで脱退手当金が支給された記録は無いことから、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 40 年 1 月 21 日まで
② 昭和 40 年 3 月 22 日から 42 年 1 月 20 日まで

私は、4社に勤めたが、そのうち、A社とB社について脱退手当金が支給されたこととなっている。しかし、私は当時脱退手当金という制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶も無い。納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書には、請求時点（昭和 42 年 2 月）の申立人の氏名及び住所地が記載されていることが確認できる上、脱退手当金計算書には、42 年 8 月 25 日付けの小切手交付済の押印が確認でき、脱退手当金の送金先が申立人の請求時の住所地に近いC郵便局とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 42 年 8 月 25 日に支給決定されているほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。